

水道加入金の徴収に関する取扱基準

八幡市 上下水道部

目次

第1章 目的	1
第2章 定義	1
第3章 水道加入金の徴収	1
3.1 水道加入金を徴収する対象	1
3.2 水道加入金の徴収時期	1
第4章 水道加入金の額	1
4.1 水道加入金の額の変更	1
4.2 集合住宅等	1
4.2.1 集合住宅等の基準	1
4.2.2 集合住宅等における算定	1
4.2.3 集合住宅等の水道加入金の軽減	2
4.3 100mm以上の水道加入金の額	2
4.4 水道加入金の減免	2
第5章 水道加入金の控除	2
5.1 給水装置の改造	2
5.1.1 給水装置の改造工事	2
5.1.2 給水装置の撤去と新設を伴う改造工事（増径など）	3
5.1.3 水道加入金を控除する対象の範囲	3
5.1.4 給水装置が確認できない場合	3
5.2 水道施設費の取扱い	3
5.2.1 施設整備費及び加入金が共に納入されている場合	3
5.2.2 施設整備費が納入されているが加入金が納入されていない場合	3
第6章 具体的事例	4
6.1 新設工事	5
6.2 控除（水道加入金）	7
6.3 水道施設費の取扱い	8
6.3.1 施設整備費及び加入金が共に納入されている場合	8
6.3.2 施設整備費が納入されているが加入金が納入されていない場合	8
6.4 水道加入金を控除する対象の範囲	11
6.4.1 控除が認められる場合	11
6.4.2 控除が認められない場合	12

第1章 目的

この基準は八幡市上水道給水条例（平成10年八幡市条例第16号。以下「条例」という。）第9条に定める水道加入金の取扱いについて必要な事項を定めるものとする。

第2章 定義

この基準において使用する用語の意義は条例の例による。

第3章 水道加入金の徴収

3.1 水道加入金を徴収する対象

水道加入金は給水装置工事の新設又は改造の申込を行う者から徴収するものとする。

3.2 水道加入金の徴収時期

水道加入金は給水装置工事の分岐工事の申請時に算定し徴収するものとする。ただし、市が指示したときは内線工事の申請時に算定し徴収することができる。

第4章 水道加入金の額

水道加入金の額は給水装置に設置する市の水道メーター口径に応じて、条例の定める額とする。

4.1 水道加入金の額の変更

給水装置工事の申請に基づき算定し納入された水道加入金に関し、申請内容が変更された場合は、その内容に基づき新たに算定する。納入された額が不足している場合は追加で徴収し、過大である場合は還付する。ただし、申請された工事の竣工後の変更については還付しない。

4.2 集合住宅等

条例第9条の2第2項に規定する集合住宅等の水道加入金は、各住戸等の給水装置の口径により算出した額の合計額とする。

4.2.1 集合住宅等の基準

条例第9条の2第2項の「市長が別に定める基準」を以下のとおりとする。

親メーターの口径により算定した水道加入金の額が、各住戸等の給水装置の口径により算出した額の合計額より小さいもの。

4.2.2 集合住宅等における算定

ア 集合住宅等の水道加入金の額は、4.2.1の基準に適合するものは各住戸等の給水装置の口径により算出した額の合計額とし、それ以外は親メーターの口径により算定した額とする。

イ 各住戸等の給水装置の口径により算出する場合の「各住戸等」とは、台所、便所が設置されている居室とし、その他は水道加入金の額の算定から除外する。

(除外する例)

共用栓、共有スペースの水栓、台所・便所が揃っていない居室、テナント

4.2.3 集合住宅等の水道加入金の軽減

八幡市上水道給水条例施行規程（平成10年八幡市水事規程第2号。以下「施行規程」という。）第28条の2第5項に集合住宅等の水道加入金の額の軽減を定めている。この軽減は水道加入金を各住戸等の給水装置の口径により算出した額の合計額から算定した場合に適用する。

4.3 100mm以上の水道加入金の額

条例別表1の口径100mm以上の「市長が定める額」を以下のとおり定める。

表4.3 水道加入金表（表の金額は税抜であり、消費税等を加える）

口径	新設	改造
	金額	
100mm	円 16,780,000	新口径と旧口径との水道加入金の差額とする。
150mm	45,820,000	

4.4 水道加入金の減免

水道加入金について、次の各号に掲げる場合は申請により減免する。

- (1) 開発行為等により設置され、市に寄贈される公園施設等に係る場合：全額
- (2) 市長が特に必要と認めた場合：市長が必要と認める額

第5章 水道加入金の控除

既存の給水装置が設置されている区画及び戸数に係る水道加入金の額は、条例の定めにより既存給水装置に係る徴収済みの水道加入金の額を控除した額とする。但し、水道メーター口径の減径又は給水装置若しくは戸数が減少した場合に既に徴収した水道加入金の還付は行わない。

5.1 給水装置の改造

5.1.1 給水装置の改造工事

既に水道加入金を徴した給水装置を改造する場合の水道加入金の額は、既に徴した水道加入金の額（直近の水道メーター口径及び戸数に対応した水道加入金の額とし、減免等を行っている場合は、減免等を行う前の額とする。以下、「既に徴した水道加入金の額」という。）を控除した額とする。

5.1.2 給水装置の撤去と新設を伴う改造工事（増径など）

既に水道加入金を徴した給水装置を撤去し、新たに給水装置を設置する場合の水道加入金の額は、既に徴した水道加入金の額を控除した額とする。ただし、既存の給水装置の撤去工事と新設の給水装置の工事の申請が同時に行われた場合に限る。また、撤去した給水装置が複数の場合は合計額とする。

5.1.3 水道加入金を控除する対象の範囲

5.1.2に規定する水道加入金の控除は、同一の敷地内に限る。ただし、既存の給水装置に関連のある土地については控除を認める場合がある。（6.4に具体例を示す）

5.1.4 給水装置が確認できない場合

水道加入金を徴した給水装置が確認できない場合、給水装置の新設として扱い水道加入金を徴する。ただし、市が保有する給水装置工事申請書等により水道加入金を徴したことが確認できる場合は、5.1.2に規定する撤去が行われた場合と同様に扱う。

5.2 水道施設費の取扱い

令和5年3月以前に納入された水道施設費（施設整備費、加入金）の取扱いを以下のとおり定める。なお、基本的な考え方は5.1を準用する。

5.2.1 施設整備費及び加入金が共に納入されている場合

施行規程 経過措置 5 の例により、工事の申込みを行う水道メーター口径等に対応した水道加入金の額から、既に徴収した加入金に係る口径等に対応した水道加入金の額を控除して得た額とする。

5.2.2 施設整備費が納入されているが加入金が納入されていない場合

施行規程 経過措置 4 の例により、工事の申込みを行う水道メーター口径等に対応した水道加入金の額から、施設整備費を徴した際の水道メーター口径等に対応した水道加入金の額に10分の7を乗じて得た額を控除して得た額とする。

第6章 具体的事例

※金額はすべて税抜である。徴収する際には消費税等を加える。

6.1 新設工事		
①	集合住宅	親メーターの口径による算定、6戸、親メーターφ40mm、各戸φ20mm
②	集合住宅	戸数による算定、10戸、親メーターφ40mm、各戸φ20mm、 受水槽あり
③	集合住宅	戸数による算定、軽減あり：単身者向け共同住宅

6.2 控除（水道加入金）		
①	戸建住宅	φ20mm
	↓ 事業所	φ40mm
②	戸建住宅	φ25mm
	↓ 戸建住宅	φ20mm

6.3.2 控除（水道施設費）		
①	戸建住宅	φ20mm、新設の給水装置分岐工事が竣工、施設整備費納入済
	↓ 戸建住宅	φ20mm、内線工事の際に支払う水道加入金を算定
②	戸建住宅	φ20mm、新設の給水装置分岐工事が竣工、施設整備費納入済
	↓ 戸建住宅	φ25mm、計画変更により増径、φ20mmを撤去しφ25mmで分岐
③	戸建住宅	φ20mm、内線工事竣工済、施設整備費・加入金納入済
	↓ 戸建住宅	φ25mm、改造の給水装置分岐工事が竣工、施設整備費の差額を納入済

6.1 新設工事

定義

親メーター口径・・・集合住宅の水道加入金の算定を「親メーターの口径」により行うこと。

戸数・・・・・・・・・・集合住宅の水道加入金の算定を「各住戸の給水装置の口径により算出した金額の合計額」により行うこと。

①集合住宅（親メーター口径）

種類	集合住宅
口径	親メーターφ40mm 各戸φ20mm
戸数	6戸
その他	

（考え方）

集合住宅については、親メーターの口径から算定した水道加入金と、各住戸の給水装置の口径から算出した金額の合計額から算定した水道加入金を比較し、金額の大きいものとなります。

（水道加入金の算定）

a 親メーター口径から算定

2,232,000円

b 戸数から算定

$360,000円 \times 6戸 = 2,160,000円$

a>bのため、水道加入金は a 2,232,000円となる。

②集合住宅（戸数）

種類	集合住宅
口径	親メーターφ40mm 各戸φ20mm
戸数	10戸
その他	受水槽あり

（考え方）

集合住宅については、親メーターの口径から算定した水道加入金と、戸数から算定した水道加入金を比較し、金額の大きいものとなります。

（水道加入金の算定）

a 親メーター口径から算定

2,232,000円

b 戸数から算定

$360,000円 \times 10戸 = 3,600,000円$

a<bのため、水道加入金はB 3,600,000円となる。

③集合住宅（戸数、軽減あり：単身者向け共同住宅）

種類	集合住宅
口径	親メーターφ40mm 各戸φ13mm
戸数	10戸
その他	単身者向け共同住宅

（考え方）

単身者向け共同住宅は、水道加入金の額の1/2を軽減します。

ただし、戸数による算定に限り、親メーターの口径による算定の場合は軽減されません。

（水道加入金の算定）

A 水道加入金（軽減前）

a 親メーター口径から算定

2,232,000円

b 戸数から算定

$360,000円 \times 10戸 = 3,600,000円$

a<bのため、水道加入金はb 3,600,000円となる。

B 軽減額

単身者向け共同住宅であるため、水道加入金の1/2を軽減する。

$3,600,000円 \times 1/2 = 1,800,000円$

C 水道加入金

$A - B = 1,800,000円$

6.2 控除（水道加入金）

①戸建住宅 → 事業所

A 水道加入金（申請）		B 控除（既設）	
種類	工場	種類	戸建住宅
口径	φ 4 0 mm	口径	φ 2 0 mm
戸数	1 棟	戸数	1 戸
その他		その他	

（水道加入金の算定）

A 水道加入金

2,232,000 円

B 控除

360,000 円

水道加入金：A-B=1,872,000 円

②戸建住宅 → 戸建住宅（建替）控除額が大きい場合

A 水道加入金（申請）		B 控除（既設）	
種類	戸建住宅	種類	戸建住宅
口径	φ 2 0 mm	口径	φ 2 5 mm
戸数	1 戸	戸数	1 戸
その他		その他	

（考え方）

既設の水道メーター口径を減径した場合、水道加入金の還付は行いません。

（水道加入金の算定）

A 水道加入金

360,000 円

B 控除

648,000 円

水道加入金：A-B=-288,000 円のため不要。

※控除額の方が大きい場合でも、還付は行わない。

6.3 水道施設費の取扱い

6.3.1 施設整備費及び加入金が共に納入されている場合

施設整備費と加入金が共に納入されている給水装置の工事を行う場合の水道加入金は、6.2と同様の考え方で控除額を算定する。

6.3.2 施設整備費が納入されているが加入金が納入されていない場合

以下に施設整備費が納入されているが、加入金が納入されていない給水装置の工事を行う場合の水道加入金の算定について具体例を示す。

①戸建住宅 → 戸建住宅（新設）

A 水道加入金（申請）		B 控除（既設）	
種類	戸建住宅	種類	戸建住宅
口径	φ 20mm	口径	φ 20mm
戸数	1戸	戸数	1戸
その他		その他	新設の給水装置分岐工事が竣工 施設整備費納入済

（考え方）

施設整備費が納入されている給水装置の控除は、その口径に対応した水道加入金に 7/10 を乗じた額となります。

（水道加入金の算定）

A 水道加入金

360,000 円

B 控除

360,000 円 × 7/10 = 252,000 円

水道加入金：A - B = 108,000 円

②戸建住宅 → 戸建住宅 (新設、計画の変更により増径)

A 水道加入金 (申請)		B 控除 (既設)	
種類	戸建住宅	種類	戸建住宅
口径	φ 2 5 mm	口径	φ 2 0 mm
戸数	1 戸	戸数	1 戸
その他	分岐工事後に計画変更があり増径 φ 2 0 mmを撤去しφ 2 5 mmに増 径	その他	新設の給水装置分岐工事が竣工 施設整備費納入済

(考え方)

施設整備費が納入されている給水装置の控除額の算定に用いる口径は、施設整備費を納入した際の口径を用います。

(水道加入金の算定)

A 水道加入金

648,000 円

B 控除

360,000 円 × 7/10 = 252,000 円

水道加入金 : A - B = 396,000 円

③戸建住宅 → 戸建住宅 (既設あり、増径、分岐工事済)

A 水道加入金 (申請)		B 控除 (既設)	
種類	戸建住宅	種類	戸建住宅
口径	φ 25 mm	口径	φ 20 mm
戸数	1戸	戸数	1戸
その他	分岐工事竣工済 既設φ 20mmを撤去、φ 25mm 分岐 φ 25mmとφ 20mmの施設整備 費の差額を納入済	その他	φ 20mmで内線工事竣工済

(考え方)

既設のφ20mm 給水装置は施設整備費、加入金が共に納入済です。

また、φ20mm 撤去・φ25mm 分岐工事が竣工しており、差額分の施設整備費が納入済です。

控除額を考える場合、施設整備費が納入済で加入金が未納であるのは、φ20mm とφ25mm の差額分です。そのため、控除額はφ20mm とφ25mm の水道加入金の差額に7/10 を乗じた額となります。

(水道加入金の算定)

A 水道加入金

648,000 円

B 控除

360,000 円

水道加入金 : $A - B = \underline{288,000 円}$

分岐工事が竣工しており、施設整備費が納入済のため控除

A' 水道加入金 (施設整備費納入済)

288,000 円

B' 控除

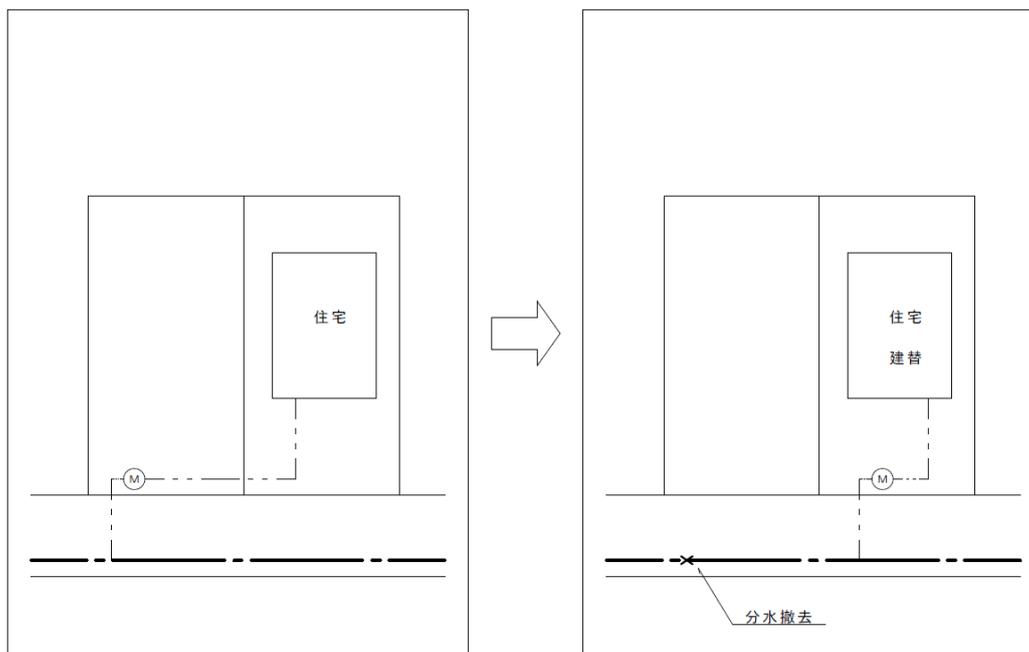
$288,000 \times 7/10 = 201,600 円$

水道加入金 : $A' - B' = \underline{86,400 円}$

6.4 水道加入金を控除する対象の範囲

5.1.3に規定する水道加入金の控除範囲について具体的な事例を示す。

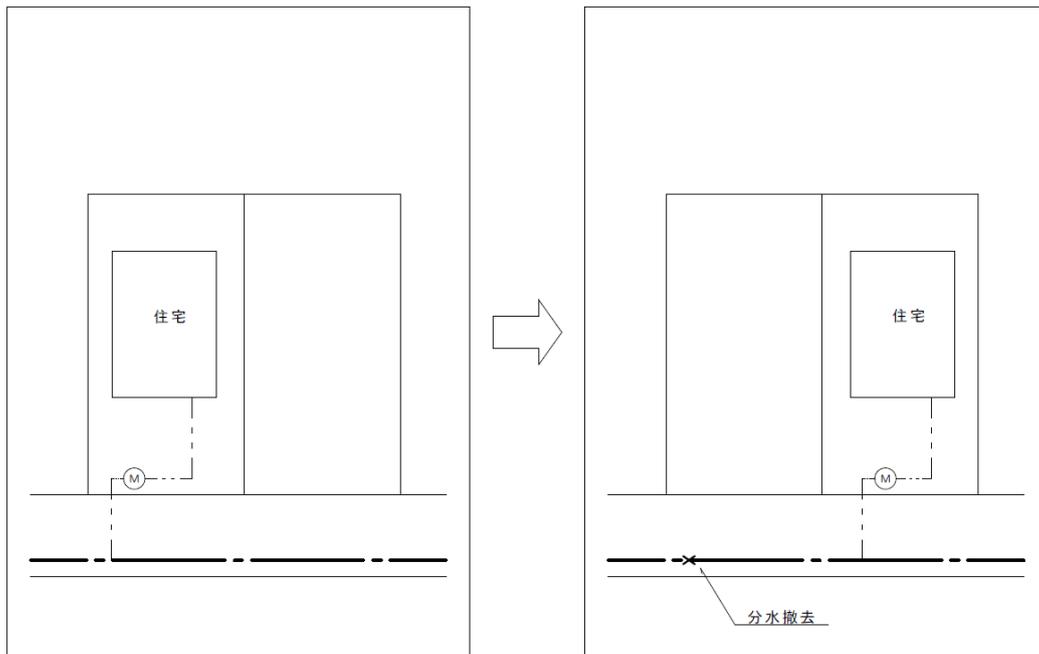
6.4.1 控除が認められる場合



上記の例のように、既設給水装置を引き込んでいた敷地ではないが、同既設給水装置により給水が行われていた建物が所在する隣地等は関連のある土地として扱う。そのため、既設給水装置の撤去と同時に給水装置の分岐を行えば既設給水装置に係る水道加入金を控除する。

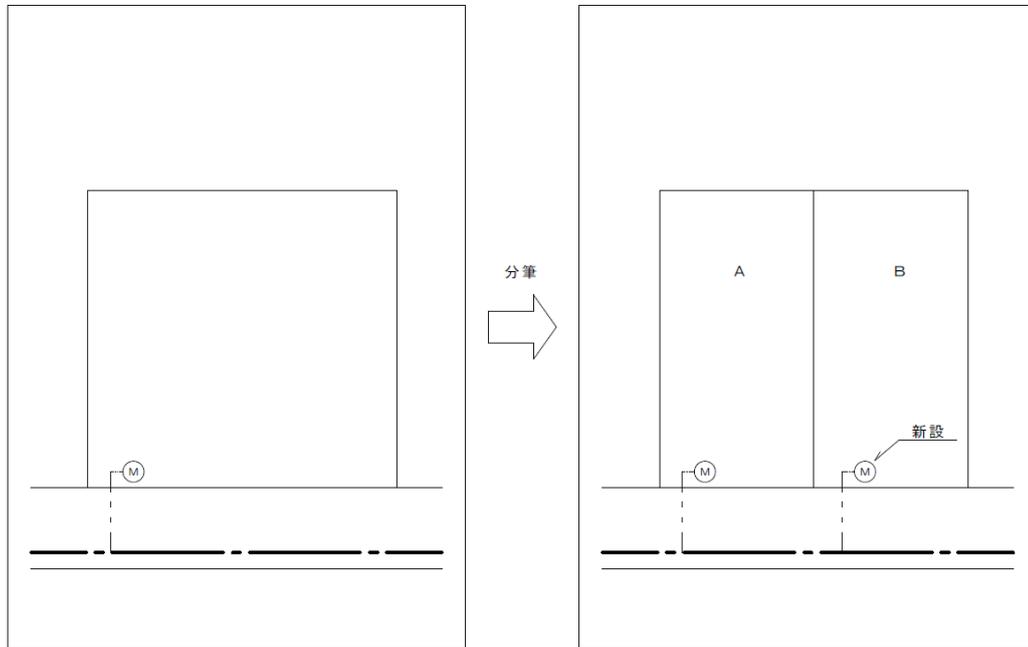
6.4.2 控除が認められない場合

①



上記の例のように、既設給水装置に関連のない敷地は、隣地であったとしても、その給水装置の控除は認めない。(これら二つの敷地の所有者が同一であっても取り扱いは変わらない)

②



上記の例のように、給水装置が設置されている敷地を分筆した場合、給水装置がない敷地Bの給水装置新設時に、既設給水装置に係る水道加入金の控除は認めない。

附則

この基準は、令和5年4月1日以降に給水装置工事の申請のあったものから適用する。